

このような母親たちの動きは各地でおきています。高知県の佐川町でも、昨年の夏の教研集会がキッカケで運動がおこりました。

夜の学習会に満席の父母の方がたは、帰りに配られる署名用紙が足りないほどでした。左手にカンバ、右手に署名用紙をもって帰る父母の方たち、この熱意で、目標の一萬は

あつという間にやりとげ（人口二万余名）、町議会で民間委託撤回をかちとったのです。

これらの教訓は、「学校給食のゆたかさと安全を守る要求」は、単にそれだけにとどまらず食と農を守る広範な人びとの「いのち」を守る運動と結びついたとき、すばらしい成果をかちとることができたということでした。

答申はまた、大学設置基準の大綱化にあって、「教育研究活動の活性化」「質の向上」をうたい文句にして、大学評価システムの導入を提言しています。教育研究活動の活性化に必要な財政的裏づけなしのこの提言は、政・財界の要求に大学の教育研究を従属させ、その自律性をそこなうおそれがあります。

## \* 大学政策をめぐつて

「学術の中心」（学校教育法）と位置づけられ、真理探求の場にふさわしく民主主義的で自律的な教育・研究を行なってきた戦後日本の大学制度が、いま、重大な転機にたたかれています。大学審議会が去る二月八日、大學、大学院、短大、高等専門学校の抜本的改革をめざす答申をだしたからです。

答申は、大学がそなえるべき最低条件を定め、するうえで不可欠とされてきた一般教育が、

## 9 転機に立つ大学・専修学校

### ——現状と問われるもの

名古屋大学 佐々木 享

めている大学設置基準を大綱化するよう提言しています。具体的には、一般教育と専門教育の区分の廃止、一教室あたりの学生数制限の廃止、兼務教員数の制限廃止などで、これらを大学の自主性にゆだねるべきだとしています。

これにより、専門教育とともに、「真理と平和を希求する人間」（教育基本法）を育成する答申は、大学がそなえるべき最低条件を定め、するうえで不可欠とされてきた一般教育が、

現在、大学では、政府・自民党の積年の教育・福祉切り捨て政策により、国立大学の基準的経費のすえ置き（実質の大幅ダウン）、私助成の抑制などをとおして、教育・研究条件が急速に悪化しています。大学審の答申は、大学が直面しているこうした問題を放置したまま、大学を政府・財界の意にそなうよう抜本的に再編しようとしているのです。

「戦後教育の総決算」つまり、天皇制・軍国主義に奉仕してきた戦前教育の反省のうえに構築された戦後教育の民主主義的諸原則の廃棄をめざし、中曾根首相（当時）の音頭で発足した臨教審の答申にもとづいた最初の法律が大学審議会設置法でした。こうした企画に対決し、大学の全構成員による自治を土台として、大学人の民主的討論のもとに「学术の中心」として大学を発展させることができて重要な課題になってています。

#### \* 専修学校のもんかい

専修学校という制度は、小・中・高校・大学などのいわゆる正規の学校（学校教育法第一条に掲げられているので、一条校とよばれます）とは別に、一条校よりは簡易な設置基準に準拠して設立される学校で、その多くは

職業教育を行なっています。大部分が私立学校であり、一条校より簡易であることは、専修学校のもつとも重要な特徴となっていました。政府・文部省が専修学校を重視する政策をとっているのは、専修学校はもっぱら授業料収入で経営されており、公費負担なしでこれを拡充することができるからなのです。

専修学校には、卒業を入学資格とする専門課程、中卒を入学資格とする高等課程、入学資格に学歴を問わない一般課程があり、専門課程を置く学校を専門学校といっています。

政府が大学進学率を抑制する政策をとる一方、私費負担でまかなわれる専門学校の拡充を推奨しているため、専門学校進学率は年ねん上昇し、近年は短大のそれを上まわっています。しかし専門学校については、授業料負担がおおきく、教育条件が劣悪であるにもかかわらず、宣伝が旺盛であること、入試がないなど安易に考えられやすいこと、教師や高校生に実態が把あくされていないことなど多くの問題点が指摘されています。たとえば専門学校のなかで近年もつとも増大の著しいコンピュータ関係の課程について、高額の授業料をとつて教育しているはずなのに、その学

力水準のめやすとなる情報処理技術者試験の合格率が、異常に低いとして通産省をいらだたせている事実などは、一般にはあまり知られていません。

専修学校の高等課程についてみると、臨教審（臨時教育審議会）の答申を受けて、八六年以降、修業年限三年以上の高等課程の卒業生には、大学入学資格（実態としては受験資格）が与えられています。高等課程に準高等教育が大学進学率一部改正により高校の定期制・通信制課程の修業年限が三年以上とされました。これにより、高等課程に入学同時に通信制高校に集団入学させたり、通信制高校と連携している専修学校では、専修学校卒業と同時に高校卒の資格を与えることができるようになりました。実際にも、愛知県下の専修学校のように、この制度を活用して同一法人または同系統の法人が経営する通信制高校に集団入学させる例がふえ始めています。公立高校を拡充するのではなく、まともな高校教育を受けたいという要求を、もっぱら私費負担に頼り、教育条件も悪い専修学校に肩がわりさせようとしているわけです。

### \*青年の進路と大学・専修学校

政府は、高卒者が増大する時期には、国立大学の臨時定員増、私立大学の水増し入学の容認など、姑（こ）息な手段で切り抜けながら、全体としては大学進学率を抑制してきました。その結果、大学進学希望をもちながら進学できない者があらわれました。すくなからぬ青年たちが、予備校に押しよせ、あるいは、教育条件が悪いと知りながら専門学校進学できないものもそのためでした。めまぐるしい大学入試制度の改編も、問題の本質的な点から目をそらす役割を果しています。

大学進学にはお金が必要です。政府は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること」という自らも署名した国際人権規約（第一三條2(c)）の規定を無視し（日本政府はこの条項については留保しています）、国立大学の授業料の値上げをつづけ、私学助成を抑制、私立大学の授業料値上げを放置してきました。経営の全額を入学金・授業料に頼る専修学校の学費が高いことはいうまでもありません。アメリカの要求には九〇億ドルも拠出するのに、わが国の高等教育はすべてが有償であるだけでなく、世界に冠する高額の負担を強いるものとなっています。わたしたちの未来の希望である青年たちの進路は、お金におおきく左右される状況になつていています。大学に進学する以前の段階で、塾に通わせることなどの教育費負担も異常に増大し、家計を大きく圧迫しています。いまや、能力があればだれでも大学まで進学できるなどということは過去のものとなり、なによりお金がなくては進学もおもうにまかせないという、民主主義と社会正義に反する状況が現出しているのです。こうしたなかで、進学先の大学では教育・研究条件が悪化の一途をたどり、そのうえ、政府・財界の意にそなう大学再編が強要されようとしています。また、その大学の門戸もせまいため、意にそなむ専門学校進学を強いられている若者がすくなくないのです。

国公立大学の授業料を値下げさせ、私学助成を拡充して私立大学の学費値上げを抑制させることは、青年の進路の保障という点での面のきわめて重要な課題となっています。その際、高等教育の無償化という国際人権規約の精神をひろめることも必要です。

大学進学率を抑制する政策を撤廃させ、大学の門戸を拡充することも重要な課題であり、今後に予想される高卒者の減少期はその好機です。大学進学率（同一年齢層中の大学進学者の比率）平均三〇数%といつても、高校進学率とはちがって地域間格差がひじょうにおおきく、大学進学率をあげること自体がおおきな課題になつていている県はすくなくありません。また、大学進学に関しては、上昇傾向にあるとはいまだ女子の大学（とくに四年制大学）進学率の低いことを見逃すことはできません。女子の進学条件、卒業後のはたらく条件の悪いこと、その反映としての親・教師の意識のありようが背景にあります。高校までは共学で男子と同様に学んできただのに、卒業後の将来展望となると、結婚してからの自らの位置については相手まかせて不确定という女生徒がいままおずくなくありません。女生徒については、結婚しても、子どもができるほんとうははたらきたい、そのためにもっと勉強したいという人間らしい意欲を伸ばす方向で励ますことが必要です。

大学の門戸がせまいこと、大学間にさまざ  
まな格差があるもとで大学入学者選抜がもつ  
ぱら競争試験の性格をおびてることが、教  
育における偏差値選別をあおつてていることは  
周知のところです。そうしたなかで当面は、  
「入れそうな大学」より「行きたい大学」を

めざすようはげまし、そのために学力をつけ  
ることがなにより大事です。また大学の門戸  
を拡げさせるとともに、高校きちんと勉強  
したら入学できるような大学入学者選抜方法  
を、大人とともに探求することも重要な課  
題です。

高校については、生徒急減期こそ希望者高  
校全員入学の方途を追求し、高校の代替物に  
過ぎないような専修学校高等課程の存立の余  
地がないようにする好機だとおもいます。  
この委員会は子どもの権利条約  
の国々です。この委員会は子どもの権利条約  
で各国政府が約束した義務を十分果たしてい  
るか否かを審査する機関であり、委員一人ひ  
とりは「徳望が高くかつ、この条約が対象と  
する分野において能力を認められた十人の専  
門家」で構成されています（条約四十三条）。

## 10 子どもが主役

### ——子どもの権利条約批准のために

立正大学 喜多明人

#### \* \* \*すすむ条約批准と監視機関の設立

国際連合は、一九八九年十一月二十日に「子  
どもの権利条約」を採択しました。そして翌  
年の九月二日には二十カ国をこえる批准をも  
つて、国際法として発効しています。そして

今年の三月末現在で、すでに七十五カ国が批  
准し、百三十九カ国が署名をしている段階です。  
デクエヤル国連事務総長の言葉を借りればこ  
のように条約のスピード発効は、「世界が子  
どもの尊厳や福祉、発達をいつそう重視する  
決意を表したものである」といつてよいです。

二月二十七日には、批准した国の中から  
三十二カ国が委員候補者を推挙し、「子ども  
の権利委員会」のメンバーが十人選ばれまし  
た。①ボルトガル、②スウェーデン（西欧）、

③ソ連（東欧）、④ブルキナファン、⑤エジ  
プト、⑥ジンバブエ（以上アフリカ）、⑦バ  
ルバドス、⑧ブラジル、⑨ベル（以上テラ  
ンアメリカ中心）、⑩フィリピン（アジア）  
の国々です。この委員会は子どもの権利条約  
で各国政府が約束した義務を十分果たしてい  
るか否かを審査する機関であり、委員一人ひ  
とりは「徳望が高くかつ、この条約が対象と  
する分野において能力を認められた十人の専  
門家」で構成されています（条約四十三条）。  
この条約は第一次世界大戦を契機として国  
際連盟が決議した「子どもの権利宣言」（一  
九二四年通称ジュネーブ宣言）および第二次  
世界大戦以降の人権の世界的な普及のなかで  
国際連合が決議した「子どもの権利宣言」  
（一九五九年）を受けついでいます。子ども  
がよい時代も悪い時代も戦争中でさえも「最  
優先」とされる社会の実現は、ジュネーブ宣  
言以来の人類の願いであり、この条約の原点  
です。（条約三条「子どもの最善の利益の保  
障」）

こんにち、発展途上国では一日四万人の子  
どたちが、ごく簡単な治療や基礎保健さえ